

(令和 4 年度) 第 1 回 個人住民税検討会議事概要

1 日 時 令和 4 年 7 月 15 日 (金) 15 時 00 分～17 時 00 分

2 場 所 合同庁舎 2 号館 低層棟 101 会議室

3 出席者 林座長、石田委員、板橋委員、齊藤委員、坂巻委員、中村委員、平井委員、山内委員、吉本委員、江口委員（代理出席）、小畠委員（代理出席）

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 個人住民税における金融所得課税について
- (3) 個人住民税における二地域居住の論点について
- (4) 閉会

5 議事の経過

- 議題「個人住民税における金融所得課税について」に関して、総務省からの説明の後、意見交換が行われた。
- 議題「個人住民税における二地域居住の論点について」に関して、総務省からの説明の後、意見交換が行われた。

（「個人住民税における金融所得課税について」に関する主な意見等）

- 課税方式について
 - ・ 個人所得課税における金融所得の取扱いについては、所得税において分離課税を採用しているために、現在の仕組みになっているものと考える。将来的には、所得税・個人住民税ともに、全て総合課税とするのがよいのではないか。
 - ・ 以前から「貯蓄から投資へ」といわれており、外国の企業を呼び込みやすいようにするためにも、分離課税は基本的に維持すべき。ただし、「1 億円の壁」の問題もあることから、配当所得については、現行のとおり低率の分離課税とし、譲渡所得のうち特に大口株主が保有している株式や多額の譲渡益については、総合課税とすることも考えられるか。
 - ・ 令和 4 年度税制改正において、所得税と個人住民税の上場株式等の配当等に係る課税方式が一致されるよう改正されたことについては、公平性の観点から歓迎している。

○ 課税地について

- ・ 銀行口座については、住所地で作る者は一定数存在するものの、勤務地で作る者も多く、後者の場合は金融機関所在地と住所地とは合致していないのではないか。
- ・ 個人所得課税は居住地課税と源泉地課税とに整理される。源泉地課税は源泉地の判定が困難な面がある一方、住所地課税はシンプルで執行コストを抑えることができるという面がある。
- ・ 利子割について、金融機関所在地が課税することとされているが、個人住民税は、応益負担の観点から住所地課税に統一すべきではないか。課税実務上の観点から金融機関所在地課税としているに過ぎないので、よりよいやり方があれば、いつでも変更可能ではないか。

○ 税率について

- ・ 高所得者ほど所得に占める株式譲渡益の割合が大きく、そのために負担率が低くなっているというのはそのとおりだと思う。こういったことを是正していくことが与党税制大綱にも記載されているが、累進税率を採用していない地方税において、所得に応じた負担率のグラフを作るとどうなるのか。
→ 所得割の税率が10%、金融所得にかかる分離課税分の税率が5%であるため、給与所得を固定した場合、10%から金融所得が大きくなるにつれて5%に漸近する形になると考えられる。
- ・ 金融所得課税については、低税率の分離課税が導入されているが、「貯蓄から投資へ」という動きや国際的な流れもある。税率を上げると、所得税の総合課税との差が小さくなってしまう。また、税率引上げにより投資が滞るのは非常に困るという声も多くあるので、市場への影響を小さくするような配慮が必要ではないか。
- ・ 高額所得者ほど税負担が小さくなるという課題はあるが、日本では海外に比べると富裕層は多くはない。富裕層の税率を引き上げることによって、かえって税収を増やす効果がなかったり、外資の投資も難しくなってくるのではないか。金融所得課税については、分かりやすく、シンプルで簡素なかたちが望ましい。

○ 偏在について

- ・ 金融所得課税は、東京が突出して多い印象はある。利子所得については、個人住民税とはいいつつも、担税者である預金者の住所地毎に納入することが困難なのは、金融機関側の負担を踏まえれば理解できる。
- ・ 偏在を是正することについては、全国規模でみると大事なことだが、一部の

地方からはやめてほしいという意見が出るなど意見が割れてしまい悩ましい問題。ある程度の偏在性についてはやむを得ないのでないのではないか。

- 金融所得課税については、偏在の問題もあることから、いっそのこと、所得税においてまとめて課税した上で、現在の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の収入分については、譲与税の形で配分することも考えられるのではないか。また、配分する基準としては人口に応じて配分することが住民税の趣旨に沿うこととなるのではないか。
- 昨年度の個人住民税検討会において、金融所得課税の偏在是正の方法として譲与税という方法に対しては葛藤があるような意見もあったが、調整をすることができるものとしては譲与税方式が一つあるのではないか。

○ その他

- 金融所得に対する課税が地方税としてどういったものと捉えられているのかというところも検討対象としてはどうか。
- 金融所得について、外国の地方政府においてはどのような制度になっているのかという点も合せて検討すべきではないか。

(「個人住民税における二地域居住の論点について」に関する主な意見等)

○ 二地域居住と税制

- 二地域居住において税負担を求めるということはあり得るとは思うが、選挙権のことなども含めて全体的に考えていくことも必要ではないか。
- 単身赴任をしている場合、行政サービスを多く受けることとなるのは、子供が居る側となる。行政サービスについては個人ではなく世帯で受けているという感覚があり、受益と負担の関係からすると世帯課税の方が違和感がないのではないか。
- 二地域居住について、世帯や夫婦で別に二つの地域で住んでいるとか、1人で半年ずつ二つの地域で住んでいるような場合であれば、税を半分ずつ支払うということですっきりするのではないか。
- 資料で紹介されている「二地域居住を推進する会」については、住んでもらうことでの消費が発生し、過疎化が防止できるなど地域の活性化という目的はあると思うが、個人住民税の課税関係についてはどこまで論点となっているのか。何が目的なのかということをもう少し理解する必要があるのではないか。
- 現在、個人住民税の計算方式が複雑になっている。今後の検討にあっては、この様な状況を簡素化していくという視点が求められるのではないか。

○ 居住実態の把握について

- ・二つの地域が課税するということは実際問題として難しいと思われる。今も、住民票がない場合でも課税することができている。居住ということをどう考えるのかということについて検討が必要ではないか。
- ・二地域居住の実態について、出国のタイミングに1月1日を挟まないようとするということと似ている話なのではないか。生活実態については、非常に複雑であり、その辺を踏まえながらということになるのではないか。
- ・実態把握に係る地方団体の事務量増加に加え、特別徴収義務者の事務量増加も懸念されるのではないか。
- ・インフラについては、人口に依存するようなものであり、人が増えればそれに合わせて施設を作る必要がある。そのため、居住実態をどのようにつかんでいくのかということを考える必要があるが、居住実態の把握について、例えば、スマートフォンを利用して、基地局をもとにある程度の居住実態の把握ができるのではないか。

○ 地方団体の事務負担について

- ・二地域居住の動きは今後進むと考えている。現在、デジタル化も進んでいるなかで、東京で人手不足が生じているため、東京に住みながら、地方の仕事をしてもらうという動きもみられる。マイナンバー、マイナポータルの普及も進んでいるが、地方団体の過度な負担になることは避けるべきではないか。
- ・国が制度を作り、実施していただければ対応するが、地方団体に運用を任せられた場合には、温度差がでるのではないか。どのような場合に負担をもとめるのかなど整備しなければならないものが多い。

○ ふるさと納税の活用

- ・二地域居住における個人住民税については、ふるさと納税で対応するというのが現実的なのではないか。
- ・ふるさと納税については、制度上はよろしくないかもしれないが、強制性を強めるようなことが可能かということも含めて考えていけたらよいのではないか。

○ 現行の家屋敷課税について

- ・家屋敷課税については、対象者の捕捉方法が限られる中で、対象となる全ての者に対し課税しきれているかはやや疑問があるところ。現場感触としては、本制度に対する国民の制度理解も十分でない感触はある。

○ 課税地について

- ・ 個人事業税の課税地について、住所地ではなく、事業所のあるところで徴収すべきなのではないか。
- ・ 二地域居住における個人住民税について、源泉地課税を認めるという方法があるのではないか。住所地で課税をする際に、税額控除によって二重課税を調整するという方法は個人住民税で取り得るのではないか。
- ・ 現在、個人住民税は1月1日の住所地で課税することとされているが、住所地が変わることを認めると、必要経費や所得控除の分割などかなり複雑な仕組みになるのではないか。
- ・ 個人住民税を住所地課税だけとし、その上で、ふるさと納税によって税額控除をする形としている今の仕組みは良いのではないか。

(以 上)